(設置)

第1条 保健センター専門相談課(以下「専門相談課」という)の専門医相談事業の円滑な運営を図るため、公益財団法人世田谷区保健センター専門医相談事業運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の事項について協議する。
 - (1) 専門医相談事業の運営に関する事項
 - (2) 専門相談課の運営上、医師の助言・指導が必要とされる事項
 - (3) その他必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者につき、理事長が任命又は委嘱する委員をもって組織する。
 - (1)世田谷区医師会を代表する者 2名
 - (2) 専門相談課嘱託医を代表する者 3名
 - (3) 所長、事務局長、専門相談課長及び係長級の職にある者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第3号の委員についてはこの 限りでない。
- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、所長をもって充て、会を総括し代表する。
- 3 副会長には、第3条第1号の委員の中から会長が指名した者があたり、会長 を補佐するとともに会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 4 副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(定足数)

第7条 協議会は、委員定数の2分の1以上が出席し、かつ第3条各号に定める委員が1名以上出席しなければ開催することができない。

(議事)

第8条 協議会の表決は、原則として出席委員の全員の一致により決定するものとする。

(関係者の出席)

第9条 会長は必要と認めるときは、関係者を出席させることができる。 (庶務)

第10条 協議会の庶務は、専門相談課において処理する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後最初の委員の任期は、委 嘱の日から令和3年3月31日までとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。